

青少年のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 17 号

青少年のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青少年のための環境浄化に関する条例施行規則（昭和 55 年岩手県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定図書類の陳列場所の掲示)</p> <p>第 3 条 条例第 10 条第 5 項の規定による表示は、様式第 1 号により行わなければならない。</p> <p>(条例第 10 条の 2 第 1 項の場面で規則で定めるもの)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>(条例第 10 条の 3 第 2 項第 3 号の物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>(自動販売機図書類等管理者の設置の届出等)</p> <p>第 6 条 条例第 11 条の 2 第 3 項の規定による届出は、自動販売機図書類等管理者設置届出書（様式第 2 号）により行わなければならない。</p> <p>2 条例第 11 条の 2 第 4 項の規定による届出は、自動販売機図書類等管理者届出事項変更届出書（様式第 3 号）により行わなければならない。</p>	<p>(指定図書類及び指定テーブル類の陳列方法)</p> <p>第 3 条 条例第 10 条第 5 項（条例第 10 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による区分して陳列する方法は、次の各号のいずれかに該当する方法によるものとする。</p> <p>(1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。</p> <p>(2) 棚板の前面から 20 センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。以下同じ。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間にまとめて陳列すること。</p> <p>(3) 他の図書類又はテーブル類を陳列する棚から 60 センチメートル以上離れた位置にある棚にまとめて陳列すること。</p> <p>(4) 床面からの高さが 150 センチメートル以上の位置に、背表紙のみが見えるようにし、かつ、まとめて陳列すること。</p> <p>(5) 指定図書類をビニール包装、ひもかけその他の方法により容易に閲覧することができない状態にして陳列すること（前各号に掲げる方法を講ずることが困難な場合に限る。）。</p> <p>(指定図書類又は指定テーブル類の陳列場所の掲示)</p> <p>第 4 条 条例第 10 条第 6 項（条例第 10 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による表示は、様式第 1 号により行わなければならない。</p> <p>(条例第 10 条の 2 第 1 項の場面で規則で定めるもの)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>(条例第 10 条の 3 第 2 項第 3 号の物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの)</p> <p>第 6 条 [略]</p>

(自動販売機の設置の届出等)

第7条 条例第12条第1項第4号及び第4項の規則で定める事項は、自動販売機を設置する者及び自動販売機図書類等販売業者の連絡先の電話番号とする。

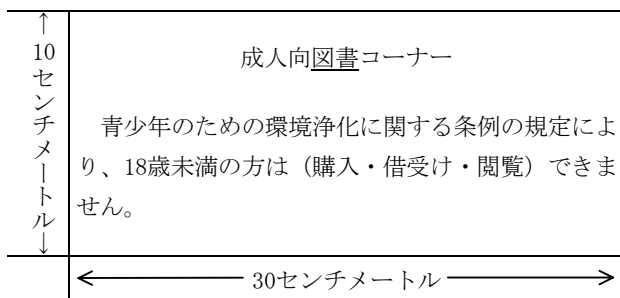
2 条例第12条第1項の規定による届出は、自動販売機設置届出書(様式第4号)により行わなければならない。

3 条例第12条第2項の規定による届出は、自動販売機届出事項変更届出書(様式第5号)により行わなければならない。

4 条例第12条第3項の規定による届出は、自動販売機使用廃止届出書(様式第6号)により行わなければならない。

5 条例第12条第4項の規定による表示は、様式第7号により行わなければならない。

様式第1号(第3条関係)



[略]

(自動販売機等の設置の届出等)

第7条 条例第12条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 自動販売機等業者、自動販売機等を設置する場所の提供者及び自動販売機等管理者の連絡先の電話番号

(2) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類

(3) 自動販売機等の設置予定年月日

2 条例第12条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(様式第2号)により行わなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 自動販売機等業者の住民票の写し(県外に住所を有する者に限る。)(法人にあっては、登記事項証明書)

(2) 自動販売機等を設置する場所の付近の見取図

(3) 自動販売機等を設置する場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類

(4) 自動販売機等管理者の住民票の写し(県外に住所を有する者に限る。)(法人にあっては、登記事項証明書)

(5) 自動販売機等管理者が当該自動販売機等の管理を承諾していることを証する書類

4 条例第12条第2項の規定による届出は、自動販売機等届出事項変更(使用廃止)届出書(様式第3号)により行わなければならない。

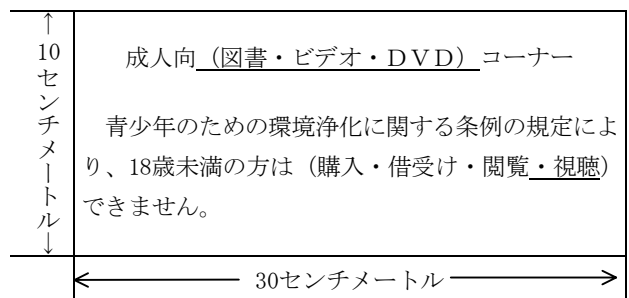
5 前項の届出書(変更届に限る。)には、第3項各号に掲げる書類及び図面のうち変更のあった事項に関する書類及び図面を添付しなければならない。

6 条例第12条第3項の規定による表示は、様式第4号により行わなければならない。

(深夜における施設への入場を禁止する旨の掲示)

第8条 条例第17条の2第2項の規定による掲示は、様式第5号により行わなければならない。

様式第1号(第4条関係)



[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第2号から様式第5号までを次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

届出番号 第 号

自動販売機等設置届出書

年 月 日

岩手県知事 様

住所

氏名 ㊦

（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

電話番号

図書類等を収納する自動販売機等を設置したいので、青少年のための環境浄化に関する条例第12条第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

自動販売機等の区分	1 自動販売機 2 自動貸出機
自動販売機等を設置する場所	
自動販売機等を設置する場所の提供者の 住所、氏名（法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名）及び電話番号	住所 氏名等 電話番号
自動販売機等管理者の住所、氏名（法人 にあつては、その名称及び代表者の氏名） 及び電話番号	住所 氏名等 電話番号
自動販売機等により販売する（貸し付け る）図書類等の種類	1 書籍 2 ビデオテープ・DVD 3 その他（具体的に）
自動販売機等の設置予定年月日	年 月 日

注 この届出書には、次の書類及び図面を添付してください。

- (1) 自動販売機等業者の住民票の写し（県外に住所を有する者に限る。）（法人にあつては、登記事項証明書）
- (2) 自動販売機等を設置する場所の付近の見取図
- (3) 自動販売機等を設置する場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類
- (4) 自動販売機等管理者の住民票の写し（県外に住所を有する者に限る。）（法人にあつては、登記事項証明書）
- (5) 自動販売機等管理者が当該自動販売機等の管理を承諾していることを証する書類

(A4)

様式第3号（第7条関係）

自動販売機等届出事項変更（使用廃止）届出書

年 月 日

岩手県知事

様

住所

氏名

㊦

（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

電話番号

図書類等を収納する自動販売機等の届出事項を変更（使用を廃止）したので、青少年のための環境浄化に関する条例第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

自動販売機等の届出番号		第 号
変 更 の 内 容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更（廃止）年月日		年 月 日
変更（廃止）の理由		

注 届出事項の変更の場合には、次の書類を添付してください。

- (1) 自動販売機等を設置する場所の変更の場合には、自動販売機等を設置する場所の付近の見取図及び自動販売機等を設置する場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類
- (2) 自動販売機等業者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所の変更の場合には、住民票の写し（県外に住所を有する者に限る。）（法人にあつては、登記事項証明書）
- (3) 自動販売機等を設置する場所の提供者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所の変更の場合には、当該自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類
- (4) 自動販売機等管理者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所の変更の場合には、住民票の写し（県外に住所を有する者に限る。）（法人にあつては、登記事項証明書）及び当該自動販売機等の管理を承諾していることを証する書類

(A 4)

10 センチメートル	青少年のための環境浄化に関する条例第12条第3項の規定による表示	
	自動販売機等の届出番号	
	自動販売機等業者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号	
	自動販売機等管理者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号	
	15センチメートル	

様式第5号(第8条関係)

60 センチメートル	満 の 方 の 入 場 を お 断 り し ま す。 	午 後 十 一 時 か ら 翌 日 の 午 前 四 時 ま で の 間 は 、 十 八 歳 未 	青 少 年 の た め の 環 境 浄 化 に 関 す る 条 例 の 規 定 に よ り 、
	30センチメートル		

注1 この様式は、横書きとすることができます。

2 表示する場所により、この様式により難しい場合は、大きさを変更して表示することができます。

様式第6号及び様式第7号を削る。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。